

臨時第二回極地觀測實行豫定案

(昭和七年三月二十九日委員會附議)

高層氣象觀測ノ部

イ. 測風氣球觀測

一. 高層氣象臺(館野)

第一, 第二, 第三, 各國際觀測日 = 各三回雙經緯儀法 = ヨル.

二. 中央氣象臺

沖繩測候所(那覇)

福岡支臺

大阪支臺

三島支臺

布良測候所

輪島測候所

臨時樺太測候所(豊原)

羽田測候所(東京)

以上第一, 第二, 第三各國際觀測日各一回雙經緯儀法 = 依ル.
他ノ日ハ單經緯儀法 = ヨリ 毎日一回

三. 陸軍所管

陸軍航空本部技術部(立川)

第一國際觀測日 = ハ三回, 其ノ他ノ日 = ハ飛行機使用ノ時.
各飛行聯隊, 各飛行學校

第一國際觀測日 = 一回, 其ノ他ハ出來得ル限リ.

四. 海軍所管

各航空隊

第一, 第二國際觀測日各一回

五. 緯度觀測所(水澤)

第一, 第二, 第三各國際觀測日 = 各四回雙經緯儀法 = 依ル.

六. 朝鮮總督府觀測所(仁川)

第一, 第二國際觀測日各一回雙經緯儀法 = 依ル.

ロ. サウンデング, バルソン及凧又ハ繫留氣球ニヨル觀測

一. 高層氣象臺(館野)

バルンソンド, 凧又ハ繫留氣球 = ヨル觀測ヲ出來得ル限リ施行.

二. 海洋氣象臺

觀測船 = ヨリ海上ノ凧觀測

ハ. 飛行機觀測

一. 陸軍所管

陸軍航空本部技術部(立川)

第一, 第二, 第三國際觀測日 = 於テ各一回

他ハ出來得ル限リ施行

二. 海軍所管

霞ヶ浦(海軍航空隊)

大村(海軍航空隊)

第一, 第二國際觀測日 = 於テ各一回

高山觀測ノ部

イ. 臨時富士山觀測所(中央氣象臺)

一. 一般氣象觀測

二. 太陽輻射觀測

ロ. 筑波山測候所(中央氣象臺)

一. 一般氣象觀測

二. 太陽輻射觀測

ハ. 伊吹山測候所(中央氣象臺)

一. 一般氣象觀測

二. 太陽輻射觀測

地磁氣, 地電流及空中電氣ノ觀測ノ部

イ. 地磁氣觀測

一. 中央氣象臺 柿岡地磁氣觀測所

絶對値觀測

マグネトグラフ觀測 (毎日)

早廻シ觀測 (毎日)

二. 中央氣象臺臨時博太觀測所(豊原)

絶對値觀測

マグネトグラフ觀測 (毎日)

早廻シ觀測 (毎日)

三. 東北帝國大學附屬觀測所

マグネトグラフ觀測

早廻シ觀測 (第一國際日)

四. 京都帝國大學附屬火山研究所(阿蘇)

絶對値觀測

マグネトグラフ觀測

早廻シ觀測

五. 東京文理科大學附屬下田觀測所

絶對値觀測

マグネトグラフ觀測 (毎日)

早廻シ觀測 (毎日)

六. 水路部

地磁氣測量

ロ. 地電流觀測

一. 中央氣象臺附屬柿岡地磁氣觀測所

二. 中央氣象臺臨時樺太觀測所(豊原)

三. 東北帝國大學附屬觀測所

四. 東京文理科大學下田觀測所

ハ. 空中電氣觀測

一. 中央氣象臺 柿岡地磁氣觀測所

二. 中央氣象臺 臨時樺太觀測所(豊原)

三. 東北帝國大學附屬觀測所

四. 東京文理科大學下田觀測所

五. 京都帝國大學附屬火山研究所(阿蘇)

無線電波觀測及附帶報時信號ノ部

イ. 電界強度觀測

逓信省電氣試驗所

第一, 第二國際觀測日ハ終日交互ニ觀測

上ノ外一發信局ニツキ毎月各二日宛觀測ヲナシ各一回レコードニヨル觀測

ヲナス.

發信局ニハ下記ヲ選定ス

「ニユヨーク」(W. E. A.) | 「ドチエスタ」(G. L. Y.)

「リオ. ジャネル」(P. P. Q.) | 「メルボルン」(V. I. Z.)

「ベノスアイレス」(L. Q. A.)

ロ. ヘビサイド層觀測

海軍技術研究所

ハ. 報 時 信 號

東京天文臺

午前八時檢見川ヨリ發信ノ豫定(遞信省ト交渉中)

出來得レバ學用時報二回發信ノコト

關係雜觀測ノ部

イ. 紫外線強度觀測

九州帝國大學農學部

ロ. 太陽黑點觀測

中央氣象臺柿岡地磁氣觀測所

京都帝國大學花山天文臺

ハ. 黃道光觀測

京都帝國大學花山天文臺

第二回極地觀測本邦高層氣象觀測關係者打合事項要綱

(昭和六年十二月四日中央氣象臺ニ於テ打合セ)

一. 觀測ハ「インスブルック」會議議決ノ觀測日時ニ出來得ル限り實行ノコト

備考, 「インスブルック」會議議決第四十一項乃至四十四項高層氣象觀測ニ關スル

國際觀測日及觀測時左ノ如シ(12乃至24時ハ午後ヲ意味ス)

(イ) 國際觀測時刻 (決議錄第四十一項)

グリニツチ時	本邦中央標準時
0—2	9—11
6—8	15—17
12—14	21—23
18—20	3—5

(ロ) 第一主要國際觀測日 (決議錄第四十二項)

一千九百三十二年 (昭和七年) グリニチ日附

一 月, 十三日—十四日	二 月, 十日—十一日
三 月, 九日—十日	四 月, 十三日—十四日
五 月, 十一日—十二日	六 月, 八日—九日
七 月, 十三日—十四日	八 月, 十日—十一日
九 月, 十四日—十五日	十 月, 十二日—十三日
十一月, 九日—十日	十二月, 十四日—十五日

一千九百三十三年（昭和八年） グリニチ日附

一月,	十一日—十二日	二月,	八日— 九日
三月,	八日— 九日	四月,	十二日—十三日
五月,	十日—十一日	六月,	七日— 八日
七月,	十二日—十三日	八月,	九日— 十日
九月,	十三日—十四日	十月,	十一日—十二日
十一月,	八日— 九日	十二月,	十三日—十四日

右各月第一日ハ「グリニチ時」18時—20時、第二日ハ「グリニチ時」6時—8時及ビ12時—14時ニ於テ各地同時ニ觀測ヲ行フ。上記時刻ハ

本邦中央標準時ニテハ木曜日3時—5時、15時—17時及ビ21時—23時ナリ。

(ハ) 一千九百三十二年(昭和七年)八月三十一日ハ北極地帯ニテ皆既日蝕ノ日ナレバ此ノ日ハ又第一主要國際觀測日トス(決議録第四十三項)

(ニ) 第二主要國際觀測日 (決議録第四十四項)

一千九百三十二年（昭和七年） グリニチ日附

一月,	二十七日—二十八日	二月,	二十四日—二十五日
三月,	二十三日—二十四日	四月,	二十七日—二十八日
五月,	二十五日—二十六日	六月,	二十二日—二十三日
七月,	二十七日—二十八日	八月,	二十四日—二十五日
九月,	二十八日—二十九日	十月,	二十六日—二十七日
十一月,	二十三日—二十四日	十二月,	二十八日—二十九日

一千九百三十三年（昭和八年） グリニチ日附

一月,	二十五日—二十六日	二月,	二十二日—二十三日
三月,	二十二日—二十三日	四月,	二十六日—二十七日
五月,	二十四日—二十五日	六月,	二十一日—二十二日
七月,	二十六日—二十七日	八月,	二十三日—二十四日
九月,	二十七日—二十八日	十月,	二十五日—二十六日
十一月,	二十二日—二十三日	十二月,	二十七日—二十八日

(ホ) 第三主要國際觀測日(決議録第四十四項)

前記(ロ)第一主要國際觀測日及ビ(ニ)第二國際觀測日以外ノ他週ノ水曜日及ビ木曜日(グリニチ)時ナリ。從ツテ本邦中央標準時ニテハ主ニ木曜トナル第二、第三ノ主要國際觀測時刻ハ前記第一主要國際觀測日ニ於ケルト同ジ本邦中央標準時ニテハ木曜日3時—5時、15時—17時及ビ21時—23時但シ木曜日「グリニチ」時6時—8時ヲ主要觀測時トス。本邦中央標準時ニテハ木曜日15時—17時

二、飛行機觀測ハ下記ニ於テ實行

(イ) 第一及第二主要國際觀測日 15時—17時 (本邦中央標準時午後3時—5時)

(ロ) 第三主要國際觀測日 (時刻上=同ジ)

立川(陸軍)=テ施行ス

(ハ) 上ノ外陸軍所屬ニテハ立川及ビ各飛行隊=於テ、海軍所屬ニテハ霞ヶ浦及ビ大村=於テ出來得ル限り飛行觀測ヲ行ヒ本邦ノ高層氣象資料ヲ蒐集ノ爲メ努ムルコト

三. 測風氣球觀測ハ下記ニ於テ行フ

(イ) 高層氣象臺(館野)各國際觀測日=三回(兩經緯儀法)

(ロ) 中央氣象臺, 下記七ヶ所ニ於テ各國際觀測日(兩經緯儀法)

沖繩, 福岡, 大阪, 三島, 布良, 輪島, 樺太(太泊又ハ稚内)

(ハ) 陸軍所屬

立川=於テ第一主要國際觀測日=ハ三回, 其ノ他ノ日ハ飛行機飛揚ノ時各飛行隊=於テハ第一主要國際觀測日=一回(本邦中央標準時 15時—17時)他ハ出來得ル限り施行ス

(ニ) 海軍所屬

第一, 第二主要國際觀測日=各飛行隊本邦中央標準時15時—17時=於テ他ハ出來得ル限り施行ス

四. サウンデング バルーン及風又は繫留氣球=ヨリ觀測

(イ) 高層氣象臺(館野)=於テ「バルンソンド」觀測及ビ風又ハ繫留氣球=ヨリ觀測. 出來得ル限り施行ス

(ロ) 海洋氣象臺所屬觀測船=ヨリ海上ノ風觀測

五. 以上ノ外本邦内ノ調査資料蒐集ノ目的ヲ以テ可能ノ時刻ニ於テ出來得ル限りノ觀測ヲ行フコト

六. 雜 件

(イ) 觀風氣球觀測=際シ單經緯儀法=ヨルトキ其計算式及ビ採用恒數ハ報告=明記スルコト

(ロ) 測風氣球夜間觀測=ハ電池豆電球ノ利用ヲ勸ム(蠟燭使用ハ出火ノ虞アル故)

(ハ) 測風氣球觀測用經緯儀据付方ハ東九十度トナシ角度ハ度ヲ以テ表ハスコト

(ニ) 風速ハ米秒ヲ以テ表シ 0.1/秒以上ヲ表示スルコト.

(ホ) 風向ハ靜穩=近キ時不正確ナルコトヲ免レザルモ度ヲ以テシ度ノ端數ハ用ヒズ.

(ヘ) 測風氣球觀測ノ讀取ハ每一分時毎=行フコト,

(ト) 測風氣球觀測ノ報告ノ報告様式ハ大石高層氣象臺長=立案ヲ依囑シ飛行機觀測ノ報告様式ハ陸海軍兩航空本部=立案ヲ依囑スルコト. 以上